

春日部市都市計画税条例の一部を改正する条例

春日部市都市計画税条例（平成17年条例第77号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(春日部市行政手続条例の適用除外) 第7条 春日部市行政手続条例（平成17年条例第4号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例 <u>第2章（第8条を除く。）</u> 及び <u>第3章（第14条を除く。）</u> の規定は、適用しない。	(春日部市行政手続条例の適用除外) 第7条 春日部市行政手続条例（平成17年条例第4号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同条例 <u>第2章</u> 及び <u>第3章</u> の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第7条第1項の規定は、平成26年1月1日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にしたこの条例による改正前の第7条第1項に規定する行為については、なお従前の例による。